

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 報告第 3 号

専決処分の報告について

平成 28 年 1 月 5 日函館市金堀町 9 番先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成 28 年 2 月 4 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

187,596 円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する 40 歳代の男性